



三重県公報

令和3年10月22日 (金)

第 254 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
640	生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
641	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護支援給付のための介護等を担当する機関の指定	(同)	2
642	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	3
643	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課)	3
644	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	4
公 告			
	農用地利用配分計画の認可	(担 い 手 支 援 課)	4
	土地改良区の定款変更の認可	(農 地 調 整 課)	4
正 誤			
	令和3年10月15日付け三重県公報第252号	(法 務 ・ 文 書 課)	4

告 示

三重県告示第 640 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和 3 年 10 月 22 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	指定年月日	事業（サービス）の種類
高山歯科医院	津市乙部 5-8	令和 3 年 8 月 11 日	居宅療養管理指導
高山歯科医院	津市乙部 5-8	令和 3 年 8 月 11 日	介護予防居宅療養管理指導
善快堂かわごえ薬局	三重郡川越町豊田一色 348-6	令和 3 年 6 月 1 日	居宅療養管理指導
善快堂かわごえ薬局	三重郡川越町豊田一色 348-6	令和 3 年 6 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導
エンゼル薬局大羽根店	三重郡菰野町菰野 2302-4	令和 3 年 4 月 1 日	居宅療養管理指導
エンゼル薬局大羽根店	三重郡菰野町菰野 2302-4	令和 3 年 4 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導
星見いとう歯科	桑名市星見ヶ丘 6 丁目 105	令和 3 年 9 月 1 日	居宅療養管理指導
星見いとう歯科	桑名市星見ヶ丘 6 丁目 105	令和 3 年 9 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導
三重調剤薬局河芸店	津市河芸町浜田 688-8	令和 3 年 9 月 15 日	居宅療養管理指導
三重調剤薬局河芸店	津市河芸町浜田 688-8	令和 3 年 9 月 15 日	介護予防居宅療養管理指導
介護老人保健施設 鳥羽豊和苑	鳥羽市安楽島町字腰掛 1045-77	令和 3 年 9 月 1 日	介護老人保健施設
介護老人保健施設 鳥羽豊和苑	鳥羽市安楽島町字腰掛 1045-77	令和 3 年 9 月 1 日	短期入所療養介護
介護老人保健施設 鳥羽豊和苑	鳥羽市安楽島町字腰掛 1045-77	令和 3 年 9 月 1 日	介護予防短期入所療養介護

三重県告示第 641 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和 3 年 10 月 22 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	指定年月日	事業（サービス）の種類
高山歯科医院	津市乙部 5-8	令和 3 年 8 月 11 日	居宅療養管理指導
高山歯科医院	津市乙部 5-8	令和 3 年 8 月 11 日	介護予防居宅療養管理指導
善快堂かわごえ薬局	三重郡川越町豊田一色 348-6	令和 3 年 6 月 1 日	居宅療養管理指導
善快堂かわごえ薬局	三重郡川越町豊田一色 348-6	令和 3 年 6 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導
エンゼル薬局大羽根店	三重郡菰野町菰野 2302-4	令和 3 年 4 月 1 日	居宅療養管理指導
エンゼル薬局大羽根店	三重郡菰野町菰野 2302-4	令和 3 年 4 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導
星見いとう歯科	桑名市星見ヶ丘 6 丁目 105	令和 3 年 9 月 1 日	居宅療養管理指導
星見いとう歯科	桑名市星見ヶ丘 6 丁目 105	令和 3 年 9 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導
三重調剤薬局河芸店	津市河芸町浜田 688-8	令和 3 年 9 月 15 日	居宅療養管理指導
三重調剤薬局河芸店	津市河芸町浜田 688-8	令和 3 年 9 月 15 日	介護予防居宅療養管理指導
介護老人保健施設 鳥羽豊和苑	鳥羽市安楽島町字腰掛 1045-77	令和 3 年 9 月 1 日	介護老人保健施設
介護老人保健施設 鳥羽豊和苑	鳥羽市安楽島町字腰掛 1045-	令和 3 年 9 月 1 日	短期入所療養介護

苑	77		
介護老人保健施設 鳥羽豊和苑	鳥羽市安楽島町字腰掛 1045-77	令和3年9月1日	介護予防短期入所療養介護

三重県告示第 642 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により川越町から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 3 年 10 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
カインズホームみえ川越インター店
三重郡川越町大字北福崎 177-1 ほか
- 2 川越町から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 3 年 10 月 22 日から同年 11 月 22 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 643 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。
なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 3 年 10 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 津久居線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市久居神明町字藤山 1181 番 6 地先から 津市久居北口町字駒走り 976 番 3 地先まで	旧	8.2~18.6	146.2
	新	12.6~18.6	146.2

第 2

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 368 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
名張市蔵持町原出 1305 番 4 地先から 名張市蔵持町原出 796 番 9 地先まで	旧	19.4~41.7	220.5
	新	21.4~41.7	220.5

第 3

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 311 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
尾鷲市賀田町字下向井道下 541 番 2 地先から 尾鷲市曾根町字古川 840 番 9 地先まで	旧新	9.1~25.9	200.8
	新	10.0~30.0	278.5

第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 賀田港中山線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
尾鷲市賀田町字下向井道下 541 番 9 地先から 尾鷲市賀田町字下向井道下 547 番 2 地先まで	旧	7.5~8.2	44.6
	新	9.2~12.1	44.6

三重県告示第 644 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 3 年 10 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道 25 号	亀山市加太北在家字太岡寺 6640 番地先から 亀山市加太北在家字太岡寺 6638 番 6 地先まで	令和 3 年 10 月 22 日
県道 津久居線	津市久居明神町字西藤谷 1209 番 3 地先から 津市久居北口町字駒走り 976 番 3 地先まで	令和 3 年 10 月 25 日
一般国道 368 号	名張市八幡字奥入野 1248 番 1 地先から 名張市桔梗が丘西二番町二街区 63 番地先まで	令和 3 年 10 月 22 日
県道 上野大山田線	伊賀市緑ヶ丘本町 1674 番 3 地先から 伊賀市緑ヶ丘本町 4078 番 1 地先まで	令和 3 年 10 月 22 日
県道 観菩提寺線	伊賀市島ヶ原字西谷尻 4888 番 1 地先から 伊賀市島ヶ原字西谷尻 4837 番 3 地先まで	令和 3 年 11 月 5 日
県道 山添桔梗が丘線	名張市八幡字奥入野 1248 番 1 地先から 名張市桔梗が丘西二番町二街区 63 番地先まで	令和 3 年 10 月 22 日

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画を次のとおり認可しました。

令和 3 年 10 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所の所在する市町村名	
株式会社 米里水谷	員弁郡東員町	員弁郡東員町中上北花戸 1400-1 ほか 56 筆

2 農用地利用配分計画の認可日

令和 3 年 10 月 22 日

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、白江野土地改良区（三重県鈴鹿市白子町 3316-1）の定款の変更を認可しました。

令和 3 年 10 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

正 誤

令和 3 年 10 月 15 日付け三重県公報第 252 号に登載しました、不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示の三重県選挙管理委員会告示中

ページ 行 誤 正
4 下から 18 三重県選挙管理委員会告示 81 号 三重県選挙管理委員会告示第 81 号

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
